10　法第七十条の四第一項第一号に規定する政令で定める者は農業委員会とし、当該農業委員会は、同項の規定の適用を受ける農地が農地法第三十六条第一項各号に該当する場合には、遅滞なく、その旨その他の財務省令で定める事項を当該農地の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。ただし、同項ただし書に規定する正当の事由があるときは、この限りでない。

第四十条の六第七項を同条第八項とし、同条第六項に次の一号を加える。

十　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四の規定

第四十条の六第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第七十条の四第一項に規定する利用意向調査に係るもののうち政令で定めるものは、当該利用意向調査に係る農地で農地法第三十六条第一項各号に該当するとき（同項ただし書に規定する正当の事由があるときを除く。）における当該農地とする。

第四十条の六の二第八項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に、「前条第五十八項」を「前条第六十四項」に改め、同条第十項中「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に改め、同条第十二項中「第七十条の四第十七項から第二十項まで」を「第七十条の四第十八項から第二十一項まで」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「第七十条の四第十七項に」を「第七十条の四第十八項に」に改める。

第四十条の七第一項第二号中「同条第三十三項」を「同条第三十四項」に改め、同条第二項第二号中「第四十条の六第十六項第二号」を「第四十条の六第十八項第二号」に改め、同条第六十八項を同条第七十五項とし、同条第六十七項を同条第七十四項とし、同条第六十六項中「第三十八項第二号」を「第三十九項第二号」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第六十五項中「第十九項」を「第二十項」に、「第三十八項第二号」を「第三十九項第二号」に改め、同項第二号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第三号中「第十六項」を「第十八項」に、「第四十条の六第十一項」を「第四十条の六第十三項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第六十四項中「第七十条の六第三十九項第五号」を「第七十条の六第四十項第五号」に、「第六十項」を「第六十七項」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十三項中「第七十条の六第三十九項」を「第七十条の六第四十項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十二項中「第七十条の六第三十九項」を「第七十条の六第四十項」に、「又は第二十項」を「から第二十一項まで」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第六十一項中「第七十条の六第三十八項第四号」を「第七十条の六第三十九項第四号」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第六十項中「第七十条の六第三十八項第三号」を「第七十条の六第三十九項第三号」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第五十九項中「同条第三十八項各号」を「同条第三十九項各号」に、「第三十四項」を「第三十五項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十六項」に改め、同項第三号及び第四号中「第七十条の六第三十八項」を「第七十条の六第三十九項」に改め、同項第五号中「第七十条の六第三十八項第三号」を「第七十条の六第三十九項第三号」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十八項中「第七十条の六第三十二項」を「第七十条の六第三十三項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第五十七項中「第七十条の六第三十一項」を「第七十条の六第三十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十六項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「第五十項」を「第五十七項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十五項中「第七十条の六第二十一項から第二十六項まで」を「第七十条の六第二十二項から第二十七項まで」に、[illegible]二十二項」に、「について第二十七項」を「について第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「により第二十七項」を「により第二十八項」を「「第二十八項」に、「又は第二十七項」を「又は第二十八項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第五十四項中「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「（第二十七項」を「（第二十八項」に、「受ける第二十七項」を「受ける第二十八項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「及び第二十七項」を「及び第二十八項」に、「、第二十七項」を「、第二十八項」に、「農業経営基盤強化促進法第八条第一項」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に、「同法第十一条の十二」を「農業経営基盤強化促進法第十一条の十二」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十三項中「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「第五十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十二項中「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「につき同条第二十二項」を「につき同条第二十三項」に改め、同項第一号中「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第七十条の六第二十七項において準用する法第七十条の四第二十二項の」を「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項の」に、「第七十条の六第二十七項において準用する法第七十条の四第二十二項第三号」を「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項第三号」に改め、同号イ中「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十二項第四号」を「第七十条の四第二十三項第四号」に、「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十三項」に、「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に改め、同項第二号中「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十二項第四号」を「第七十条の四第二十三項第四号」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十一項中[illegible]二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十項中「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に改め、同項第一号中「農業経営基盤強化促進法第七条第一項の都道府県知事の承認を受けた法第七十条の六の二第一項第一号に規定する農地保有合理化事業を行う法人」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第一項の都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する農地中間管理事業を行う同条第四項に規定する農地中間管理機構」に改め、同項第二号中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十一第一項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十九項中「第四十条の六第四十五項」を「第四十条の六第五十一項」に、「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第四十八項中「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に、「（第二十一項」を「（第二十二項」に、「及び第二十一項」を「及び第二十二項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十七項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十六項を同条第五十三項とし、同条第四十五項中「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十四項を同条第五十一項とし、同条第四十三項中「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に、「第四十六項」を「第五十三項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十二項中「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に、「第四十四項又は第四十六項」を「第五十一項又は第五十三項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十一項中「第七十条の六第二十四項」を「第七十条の六第二十五項」に、「第六十五項」を「第七十二項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十項中「第七十条の六第二十三項」を「第七十条の六第二十四